

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

日整広報

Feel!Go!

VOL.254

秋号

2020/11

トップの視点 「コロナ禍」という転換点
日整の対策が国の「業種別ガイドライン」に

公益社団法人 日本柔道整復師会
www.shadan-nissei.or.jp

1		日整ニュースレターに登録のお願い
2		トップの視点 「コロナ禍」という転換点
4		日整の対策が国の「業種別ガイドライン」に登録されました
8		令和2年度上期 各部報告
18		2021年度からの「匠の技 伝承」プロジェクトと日整学術大会
20		Report1 日整会員を対象としたコロナ緊急支援実施の報告
22		Report2 ベトナムでの普及事業のためJIMTEFと強力タッグ
24		Report3 コロナ禍により会議開催はオンラインに移行
25		Report4 令和2年度 通常総会報告
26		Report5 令和2年度「帰一賞」受賞者の発表
27		連載第2回 柔道に学ぶ道
28		関連団体トピックス
30		未来展望
32		整復三大古典書 解説書 再販売のお知らせ
34		理事会だより
41		編集後記

※「柔道整復師のための楽しい統計学」は休載といたします。

●日整ホームページ <https://www.shadan-nissei.or.jp/>
トップページの最新情報、健康情報誌「日整広報Feel!Go!」VOL. 254または「日整広報誌バックナンバー」から入り当ナンバー広報誌をクリックしてご覧ください。QRコードもご利用ください。



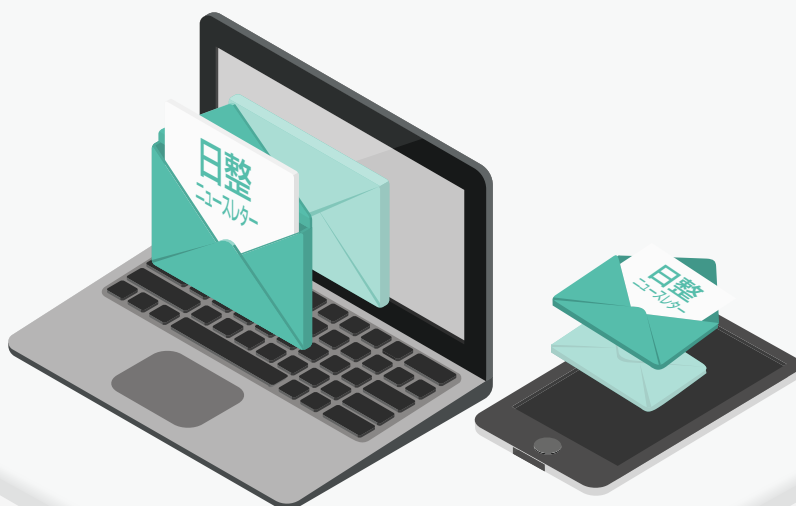
日整ニュースレターに登録のお願い

メールアドレスご登録の お願いについて

「日整ニュースレターの配信」

会員の皆様へ、よりリアルタイムでダイレクトに情報発信するため、「日整ニュースレター」をスタートしております。

「(新型コロナ対応)日整会員支援事業」の追加支援策も、随時、発信しておりますので、未だ登録されていない会員の方は、ぜひ、下記の登録サイトからメールアドレスをご登録ください。QRコードからも簡単に登録できます。



会員限定メール配信ツール

日整ニュースレター

今、日整が伝えたい内容を配信します。



<https://www.shadan-nissei.or.jp/Newsletter/Reg/>

検索

「コロナ禍」という転換点

公益社団法人日本柔道整復師会

会長 工藤鉄男



本来ならば今年は、2020東京オリンピック・パラリンピックも開催され、明るい未来へと進む予定でした。しかし新型コロナウイルスの感染拡大により、来年2021年の夏への延期となりました。

1月9日に中国武漢で新型コロナウイルスによる死者が出たと中国国営テレビが報じましたが、正確には前年の12月8日に新型ウイルスが確認されていました。

日本で初めての感染者を確認したのが1月16日です。その後は驚異的な感染拡大となり、残念なことに今も全世界を巻き込み猛威を振るい、確実な治療法や感染防止策が確立できていないのが現状です。我々柔道整復師業界においても様々な支障が生じ、感染の恐怖というリスクを覚悟し医療人の責任感と自覚の下、予防対策を万全に奮闘辛勞されていることを全国から聞いています。まだ収束には相当の時間が必要と考えられますので、会員の皆様はじめご家族、関係各位には今後ともご心配とご不便をお掛けしますが、刻々変化する情報を活かし油断なくお過ごしください。

解釈の力

世界はいま、日常のいろいろな場面でその感染対応に苦慮しています。在宅勤務や休業、廃業、失業を余儀なくされ、多くの人がこれまでの生活の様式、思考、行動について再思三考を迫られています。歴史で学んだことを実行できない人、実行できないことを学んだと言っている人には、とてもこの大変な状況を乗り越

えることができないでしょう。今後は世界規模での経済不安が起こることは誰が見ても明らかです。

アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、我々柔道整復師の生活様式も大きく変える必要に迫られているのです。

このコロナ危機は、何を教えようとしているのか？ この危機において我々は、何を变えなければならないのか？ こうした問いに対して自らの考えを出していくという「解釈の力」によってこそ、真に前向きな想念が生まれてきます。

危機に直面した時、真っ先に把握すべきは、その危機が「どんな特性を持つのか。どれぐらいの範囲に影響を及ぼしているのか」ということです。

次に、「国家レベルの非常事態になるのか、業界レベルになるのか、あるいは各都道府県にとどまるのか」をしっかりと見極めます。我々柔道整復師存続レベルの危機だと判断したら、来院患者の安心と安全を守り切るために「何をやるか」の優先順位を決めます。

耐用年数

歴史を見る限り、スペイン風邪、阪神淡路大震災、東日本大震災、そしてこの新型コロナウイルスと、何かが起これば必ず時代も大きく変化を遂げます。現在も確実な対応と収束が見えない状況ではありますが、正にいまがその時期に差し掛かっていると思います。

歴史には法則が存在していることに気がつきます。その一つが各時代における全ての価値に対しての判断には、耐用年数があるということです。例えば、法律や

透かし文字に 込めた想い

今回の透かし文字には、「畏敬^{いけい}」の文字を選びました。
その意味は崇高なものや偉大な人をおそれうやまうこと。
先達が決死の覚悟で勝ち得た権利に感謝と敬意の思いから選びました。
また論語に「三畏有り」という言葉の中に次ぎの言葉があります。
「小人は、天命をおそれ敬うことをせず、勝手に振る舞い、徳の高い人に対して無礼を働き、聖人の言葉を侮る。」自分が何をすれば
良いかを知って行動し、人格の優れた人に敬愛の念を持ち、先人が残した言葉を大切にすることは今の世でも変わりません。

政治体制は、時代によって変化しますが、それはその時代の価値観が変わったということの意味しているのです。

簡単に言うと、耐用年数の終わった各時代の勢力やシステムは国民を必ずしも幸福にしないということです。

すなわち、新しい時代に対応していない社会のシステムは国民に幸せと安心を与えることができないということです。

そうした時には必ず変革する者が現れ、時代を変えていく。それが人類の歴史でもあります。

刻々変化する中、今までの固定観念(常識やシステム)で日々を過ごすと、幸せと安心を生み出せなくなることは既に過去が教えてくれています。

規制緩和の下、得手勝手な営為が可能となりましたが、逆に耐用年数が過ぎ社会システムに縛られ、困難な現状となり幸せと安心を感じない人たちは新しい時代を求めていると思います。

昭和から平成に遷り、集団体制から規制緩和政策という旗の下、昭和63年には柔整業界の分断と歴史の根幹を揺るがす「個人契約」が認められました。その後「請求代行業者」の出現、平成10年には養成学校設立認可による柔道整復師の急増と「利益追求型思考」の自由競争社会となりました。雨後の筍の如く全国で割拠する事態となり、業界全体の統制が困難となり支障をきたし、歴代執行部が慎重に肅々と対応策を考え進められました。

平成25年から組織の変更と業界改革に不退転の決意で取り組み、平成30年までに学校教育のカリキュラム改正、施術管理者実務経験3年義務(段階的に実施)の制度改革、公的審査会の権限強化を

実現。令和からは100周年記念事業として10カ年計画で「匠の技 伝承」プロジェクトによる施術の「日整水準」確立と柔道整復師への技術伝承事業が現在進行中です。

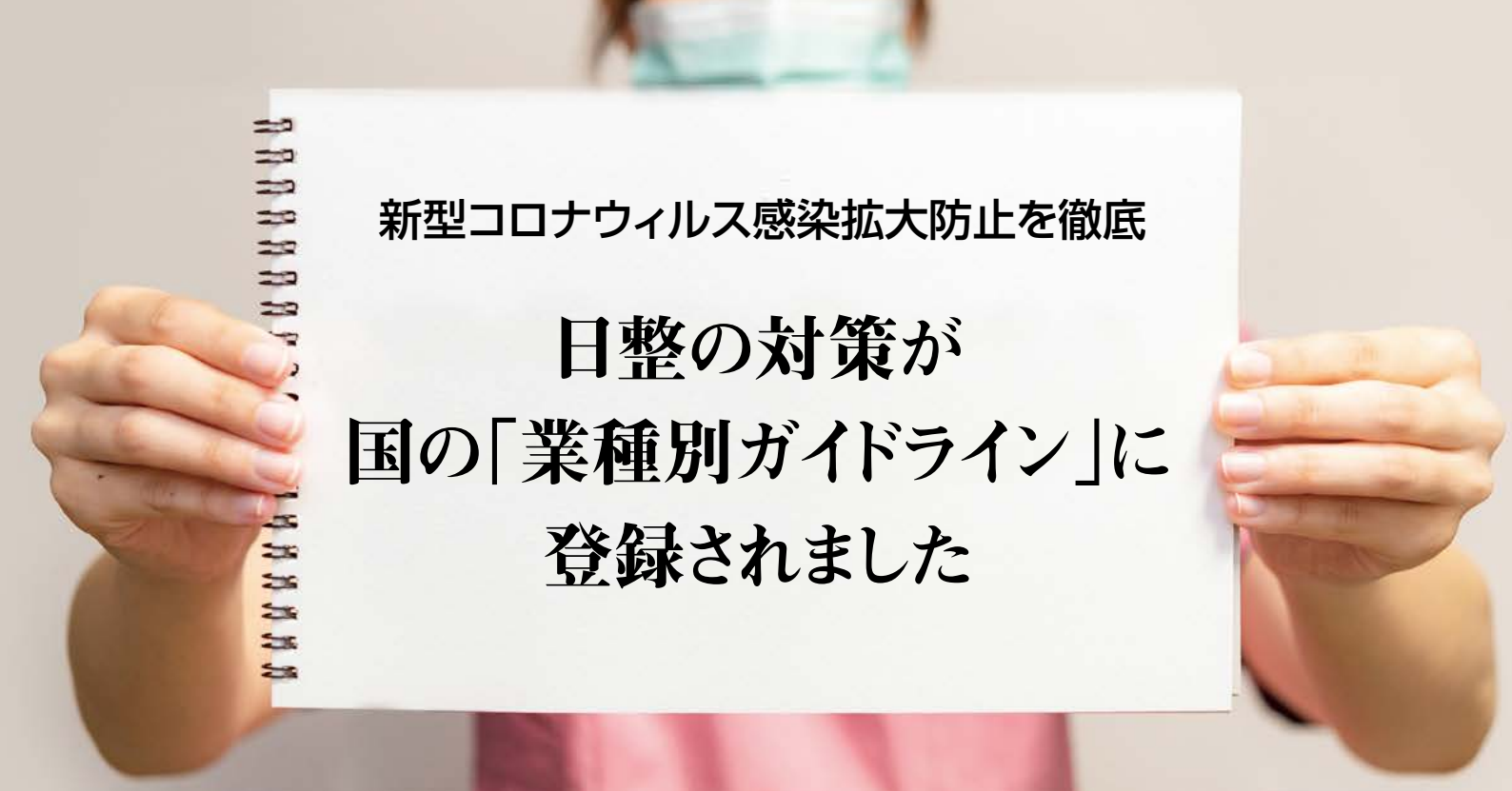
転換点

柔道整復師の急増や接骨院の乱立により施術の本道を忘れ、療養費に群がる「復委任」契約を主張する「請求代行業者」同様に業界が利益のみを追求する一塊と同色となり、まさに言われる『悪貨は良貨を駆逐する』歴史の言葉どおりです。

今、「請求代行業者」「道を外れた接骨院」には良貨の療養費でも、道から逸脱した利益は業界の悪貨と言わざるを得ません。この歪な形を是正するためにも業界のかじ取り役である公益社团は潮流を見極め、針路を示し、何よりも戦略性、実行力が求められると思います。

業界では「請求代行業者」が脅かされることなどはあり得ないと考えられているのが現状です。しかし突如時代の変革をする者として『黒船』が出現して、業界の『潮流』を変えようとしたら、これらは『歴史的転換点』にもなるかも知れない、この転換点で「真の医療職」としての原点回帰策を貫徹し、潮目を促え好転させることができるのが日本柔道整復師会ではないかと考えます。

業界の100年未来のためこの厳しい時期を転換点と捉え、さらなる前進、さらなる強化のため新たな業界改革に全力で取り組みますので、全国の会員の皆様にはご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底

日整の対策が 国の「業種別ガイドライン」に 登録されました

新型コロナウイルス感染症拡大の予防対策は長期の様相となり、「新しい生活様式」の実践も提唱されています。無症状の感染者や感染経路不明の感染者も多数にのぼり、多くの業種が独自にガイドラインを設定、徹底した予防措置を目指し、国と連動し業務にあたっています。

日本柔道整復師会と日本柔道整復接骨医学会は「柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成、7月より各都道府県を通じて会員の皆様にお知らせしています。このガイドラインは11月より内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において業種別ガイドラインとして登録されました。

このガイドラインに準拠した予防対策を徹底し、業界全体が安心安全な施術を守っていくことを目指しています。会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

このガイドラインは下記サイトにも掲載されています。

日本柔道整復師会ホームページ「感染症対策ガイドライン」

内閣官房ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策
〈業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧〉」

柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

公益社団法人 日本柔道整復師会
一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会

「柔道整復施術所(以下「施術所」という。))において提供する施術(以下「施術」という。))においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知の通知、関連学会の見解等を踏まえ、柔道整復術を実施するにあたって適切な感染症対策を行い施術所の環境を確保する。

1 施術所の対応

(1) 基本的な姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」(密閉・密集・密接)を避けることとされている。施術所は、3つの密をそれぞれ可能な限り回避することにより施術を実施する環境の確保に努めることとする。

(2) 施術所の環境の確保

- ①患者、柔道整復師は、相互の安全確保のため、原則、施術所ではマスクを着用することとする。
- ②マスク不足が深刻な時期は、患者のマスクは、原則、患者に用意してもらう。マスクがない場合は、受診できないことを患者に伝え、マスクが確保できない時は、施術所に相談するよう患者に説明する。
- ③受付後、速やかに予診票の記載、体温測定を行い、患者の健康状態を確認する。
- ④発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする)がある場合など、施術を行うのに不適当と判断した場合は、患者に説明したうえで、体調が回復してから施術を行う。
- ⑤施術所内では事務室や施術者・スタッフ控室での3密を避けるため、共用する物を減らし、集団で食事をする等については感染リスクが上がることを認識

し、避けるように努める。

- ⑥患者の「密集」を避けるため、施術所の患者数の状況により予約制についても検討する。
- ⑦患者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮する。
- ⑧施術所の各ベッドはパーテーションで仕切りを設け、施術所の動線にも注意するように努める。
- ⑨施術所の各ベッドは、患者を施術した後は、頭部にタオルなど敷いた場合には、その都度交換し感染リスクを避けるよう努める。また、ベッドも含め機器などについても、次亜塩素酸水等により除菌するなどして施術を行う環境の確保に努める。
- ⑩室内の空気循環を図るため、1時間に2回以上、定期的に窓やドアを開けるなどして換気を行う。ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除く。
- ⑪職員は、次亜塩素酸水等により入念に除菌するよう努める。
- ⑫施術所内を次亜塩素酸水などで清拭するなどにより環境衛生に努める。特に、トイレ、ドアノブ、手摺など患者が触れる箇所は、定期的に清拭し環境衛生に努める。

(3) 柔道整復師等職員が感染源とならないための配慮

- ①職員は毎朝出勤前に体温を測定し、発熱等の症状がある場合には、職場に連絡し医療機関を受診することとする。管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認し記録することとする。なお、職員の体調等に異常を認めた場合には、その職員を出勤停止とする。
- ②過去に発熱が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向になるまでは出勤を停止する。(インフルエンザ等が原因の発熱と診断された場合は各疾患の規定に従う)このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該患者の健康状態には留意する。
- ③すべての職員はマスクを着用するとともに、手洗い又は次亜塩素酸水等による手指の除菌を徹底して行う。
- ④職員休憩室なども定期的な消毒を行い、職員間で感染が起これないように努める。
- ⑤職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行う。
- ⑥新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒した職員は、保健所等の指導に基づき出勤させる。

のある方

ウ 過去2週間以内に発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする)のあった方

エ 2週間以内に、外国への渡航歴がある方および渡航歴がある方と家庭や職場内等で接触歴のある方

オ 2週間以内に、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある方(同居者・職場内での発熱を含む)との接触歴のある方

カ 新型コロナウイルス感染症の患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内(自主待機も含む)の方

- ②アからカに該当し症状が続く場合、あるいは基礎疾患(持病)のある方は医療機関に相談するよう説明する。
- ③新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化しやすい高齢者、糖尿病・心血管系疾患・高血圧・慢性呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、施術を延期することも考慮する。

(2) 施術を行うにあたって、患者にお願いする事項

- ①患者には各自マスクの着用をお願いする。
- ②マスクは患者本人で用意していただくが、万一、マスクがない場合には施術所に相談するようお願いする。
- ③入口等に次亜塩素酸水等を用意しておき、適宜、手指を除菌するようお願いする。
- ④非接触型体温計等で体温を実測することへの協力をお願いする。

2 患者にお願いする事項

(1) 事前に患者に通知する事項

- ①以下のような患者については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、施術することはお断りし、体調が回復してから来院するよう説明する。
ア いわゆる風邪症状が持続している方
イ 発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする)、咳、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、喉の痛み、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚異常、嗅覚異常など

これらのことを踏まえ、従来の予診票に加えて下記のような項目をチェックすることも検討する。

1)基礎疾患・免疫疾患がある

☐はい ☐いいえ

「はい」と答えた方

下記の項目に当てはまるものにチェックを入れてください

☐ 糖尿病

☐ 心血管系疾患

☐ 高血圧

☐ 慢性呼吸器系疾患

☐ 癌

☐ ステロイド剤内服薬など長期投与

☐ 透析

☐ 免疫抑制剤服用

☐ その他 ()

2)37.5度以上の熱がある

☐はい ☐いいえ

3)風邪に似た症状がある(咳や喉の痛みや関節の痛みなど)

☐はい ☐いいえ

4)強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

☐はい ☐いいえ

5)味覚・嗅覚に異常がある

☐はい ☐いいえ

6)2週間以内に海外への渡航歴がある

☐はい ☐いいえ

7)新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある

☐はい ☐いいえ

8)COVID-19感染症の検査を受けた、または陽性と診断されたことがある

☐はい ☐いいえ

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、「Feel!Go!」の今夏号は休刊とさせていただきました。
そうした状況下においても、日整ではさまざまな活動が続けられてきました。
今春よりこれまでのさまざまな動きについて、各部ごとにまとめてご報告いたします。

保険部

施術料金改定交渉の経過

●要望書の提出と交渉の開始

令和2年度は料金改定の年であり、健康保険等の改定が令和2年6月1日付けで実施されたことは、『日整トピックス18号』『Feel! Go!』でお知らせしました。

その後、労災保険の料金改定は令和2年9月1日付けで実施され、「労災保険柔道整復師施術料金算定基準」、「労災施術料金表」は既にお手元に届いていることと思います。

今回は、労災保険柔道整復師施術料の改定にあたっての、厚生労働省労働基準局との交渉経過についてご報告します。

なお、今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動制限がかかっていたことから、東京在住の三橋総務部長と事務局が担当しました。

5月1日に三橋総務部長が要望書を厚生労働省労働基準局補償課（以下補償課）に持参、要望内容を担当者へ説明し、交渉の口火を切りました。

その後、1か月間は補償課において検討がされたようですが、5月下旬に補償課より「改定の要望をもう少し具体的に提示して欲しい」との連絡がありました。課の担当者が改定要望の内容について納得し

た上で、厚生労働省内で説明できるかどうかを検討することが目的です。

6月4日、三橋総務部長が再度補償課に出向き、内容の説明をしましたが、担当者からは、政府の財源が厳しい中、料金改定は説明のつくものでなければ認められないとの返答が繰り返され、なかなか厳しい状況でした。

その後も担当者とのやり取りを重ね、6月22日に補償課からの照会に対する回答を文書で送付するなど、要望が実現できるよう交渉を続けました。

●第1回改定案の提示

7月29日に三橋総務部長が補償課に出向き、最初の改定案の提示を補償課から受けました。提示内容は、健康保険等とほぼ同様の事項について認めるというものでしたが、「初検時相談支援料」の改定は認められないというものでした。

健康保険等では、算定の際の施術録の記載要件を明確にすることで、「初検時相談支援料」が改定されましたが、労災保険では平成20年の「初検時相談支援料」の創設時に、今回、健康保険等で整理した内容が既に記載事項とされていたからです。

日整としては、少なくとも健康保険等で認められた事項の改定はお願いしたいことを含め、1時間30分

ほど補償課と協議をしましたが、結論には至らず終了となりました。

●第2回改定案(最終案)の提示

8月7日に施術録への記載要件について、新しい内容も含め補償課に説明し、協議しました。日整の強い思いがようやく伝わり、厚生労働省内にどう説明していくかを前提として、善後策を考えていただくことができました。この日はある程度の方向性が整理できました。

8月19日に三橋総務部長が補償課に出向き、「初検時相談支援料」を認めるという、最終の改定案の提示を受けました。

改定内容については、既に皆さんにお示ししたとおりです。今回の改定交渉で強く感じたことは、政府の財政が厳しくなっている状況下では、データをもって客観的に改定の必要性を説明できなければ、料金改定の交渉はさらに厳しくなるだろうということです。

また、誠意をもって丁寧に要望を重ねれば、厚生労働省側でも知恵を出して対応してくれるということも確認できました。

●まとめ

労災保険の料金改定は、健康保険等の料金改定とは異なり、検討専門委員会で検討し決定するという仕組みがありません。

今回、改定作業の厳しさを理解していただきたいと思い、改定交渉の経過を紹介しました。

日整は国(行政)と唯一交渉できる団体として、今後も、柔道整復師業界のために、その役割を果たしていこうと考えております。

柔道整復療養費の償還払い

4月22日に開催された第17回柔道整復療養費検討専門委員会において、「復委任」の在り方を検討することが議論の整理事項に挙げられました。また、健保連の委員から以下の報告がなされました。

・昨年末、受領委任制度を悪用した、協定の関係者以外の悪質な請求団体による大規模な不正が発覚した。

・受領委任制度による不正対策も、今後も改善する見通しは見出せないと考えられる。

・法令上も償還払いが原則と定められており、保険者が法令に沿った取扱いを選択することは何ら問題がないと考える。

・健保組合の組合会での議決を経て、受領委任協定への委任を解除し、償還払いに変更していくことを希望する健保組合が現れた場合は、健保連はこれを容認し、必要な手続きをとっていくこととする。

こうした発言からわかるように、柔道整復師業界、特に、請求団体の動きが慌ただしくなっています。これらの団体は「協議会」なるものを組織して「個人契約の柔道整復師、柔道整復師業界を守るため活動していく」としていますが、団体を存続させるためだけの活動ではないか、さらに、どのように事を進める計画か、などの疑問が呈されます。

日整では現在、厚生労働省に働きかけ、健保連も含めて意見交換を始めたところです。これも当会が、国(行政)と唯一交渉できる団体であることから成立したものと考えています。

不正をなくし社会から認められる業界にすることを目指し、10年、20年先のあるべき業界の姿を見据えて、今後も話し合いを進めてまいります。

総務部・政策部

課題の検討と取り組みの新体制について

●療養費検討専門委員会を受けての動き

これまでも柔道整復師業界は多くの課題を抱えてきましたが、令和2年4月22日開催された第17回柔道整復療養費検討専門委員会において、請求団体の不正事件を受け、「復委任」の在り方を専門委員会の検討事項とすることや、健保連の委員から「健康保険組合から償還払いに戻したいとの要望があった場合、健保連としてはそのような団体を止めることができない」との発言があったことなどから、特に請求団体の動きが慌ただしくなっています。

それらについての見解と今後の取り組みについてご報告します。

●個人契約の柔道整復師の現状

請求団体に所属している個人契約の柔道整復師の方々から、請求団体からの療養費の振込みが遅れ気味になっている、所属する団体において不祥事があり将来が心配である、などの相談が日整や東京都柔道整復師会などに多く寄せられています。

相談者に対して、都道府県柔道整復師会が行う療養費の請求、会員への支払い方法など療養費の流れを説明すると、請求団体の取扱いとの違いに驚かれる方ばかりです。そして、当会への入会を希望されるようになっていきます。既に、東京都柔道整復師会には、5月以降、毎月数名ほどの個人契約の柔道整復師が新規入会しています。

●日整はいま、何をすべきか

このような状況の中、当会が取り組むべきテーマは

何か、つねに真剣に向き合ってきました。

このように入会してくる個人契約の柔道整復師の皆さんへの支援、また、これから開業を志す柔道整復師の皆さんへの支援をどうするか。

さらに、コロナ禍によって様変わりした社会で、会員の皆さんが「日整の会員で良かった」と感じてもらえるには何をなすべきか。

こうした施策について考え、実行すべき時期がきているのではないかと考えています。

●プロジェクトチーム発足の検討

常に動いている状況の中で、施策の検討とその実行は、スピード感をもって進める必要があると考えています。

しかし、これまでのように全ての案件を意思決定機関である理事会に諮っていく方法の踏襲では、適時対応が難しいこともあります。日整ひいては柔道整復師業界における喫緊の課題、将来起こり得る重要課題にスピーディーかつ柔軟に対応するために、今後はプロジェクトチーム発足による運営を行っていきます。政策部、総務部が中心となり、課題に応じて適任者を選任し取り組むことを理事会にて了解をいただきました。

●まず取り組むべきこと

前述したとおり、請求団体からの振込みの遅延等から、施術所の運営に不安を感じている個人契約の柔道整復師の方々の入会希望が続いています。そのため喫緊の課題として、新規入会者への保険の指導等の実施、また健全な柔道整復師として活躍していただくために、さらに日整という組織に早く馴染んでもら

えるように、支援体制を強化することを検討していきます。

それにより、さらに個人契約からの新規入会者増を図ることが期待できます。

また、公益社団である当会および都道府県柔道整復師会を若い世代に正しく理解してもらうための方策の検討も急がねばなりません。

●プロジェクトチームの設置

そこでまずは個人契約者の支援を考えつつ、「＜会員増を図る＞プロジェクトチーム」の発足を理事会で了承いただき、9月24日に設置しました。市川政策部長を主査、三橋総務部長を副主査として、両部長を中心に検討を重ね、方向性が確定次第、スピード感をもって対応していきます。

●最後に

今後も個人契約の柔道整復師の方々が少なからず入会してくるものと見込まれます。現会員の皆さんには温かく迎えていただきますよう、お願いいたします。日整の将来に向かって一緒に活動し、日整が国（行政）に対して交渉できる唯一の団体としてさらに成長し、柔道整復師の業界をまとめられる団体に発展していけるよう、ご協力のほどお願いいたします。

労災保険加入の要望実現への活動

新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて、令和2年4月28日付けの厚生労働省労働基準局補償課長通知により、国内の場合、医療従事者等以外の労働者（柔道整復師はこれに該当）については、「感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象とな

ること」とされました。

ただし、「労災保険給付の対象となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行うものである」と示されています。これについては7月9日付けで都道府県会長あて文書によりお知らせしております。

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が不明である者の割合が増えており、いつ誰から感染してもおかしくない状況になっています。柔道整復の施術所は、緊急事態宣言下でも知事が行う休業要請できる施設の対象外となっており、どのような状況下でも、感染防止に最大の配慮をしつつ、地域の皆さんの健康を守るために施術を行っていくことが望ましいでしょう。

これらを踏まえ、8月7日付けで厚生労働省労働基準局長に、柔道整復師が一人で施術所を開設している場合、現行制度では、その柔道整復師は労災保険に加入ができないことから、特別加入制度の対象としてほしいとの要望を提出しました。そして、労災保険の制度を検討する労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会で柔道整復師の現状等について説明する機会をいただくことができました。

現在、都道府県柔道整復師会のご協力を得ながら、資料を作成しているところです。

労災保険部会の開催は11月に計画されており、総務部長が出席し説明する予定です。

学術教育部

ウィズコロナ時代の接骨院経営

●柔道整復師の社会的信頼が問われる時

新型コロナウイルス感染症は、ワクチンや特効薬が開発され、市中の医院やクリニックで診察や薬の処方を受けられ治癒するようになれば、今のような恐れや警戒を抱かなくても済むようになるでしょう。けれど、そうした「アフターコロナ」と呼ばれる状態に落ち着くには、まだまだ時間がかかりそうです。

今しばらくは、コロナと共存する「ウィズ(with)コロナ」という考えで、コロナウイルスの罹患と隣り合わせだという危険を念頭に、接骨院経営をしていくことが大切です。

柔道整復は緊急事態宣言による自粛要請業種ではありません。けれど患者さん側の外出自粛が長期に渡った今年、経営状態に全く支障が出ていないところでは皆無でしょう。今後も事業運営を続けていくためには、コロナリスクを最小限にとどめ、患者さんが安心して来院できる接骨院経営を目指していくことが求められます。

既に世の中では「3密」対策をはじめ、社会的(身体的)距離の確保(ソーシャルディスタンス)、手洗い・消毒、マスクの着用など、感染拡大防止のための「新たな生活様式」の定着が進められています。

●接骨院をクラスターにしないために

こうした「新たな生活様式」にのっとれば、我々の業界も、これまでとは異なる整備や工夫が必要となります。患者さんやスタッフの検温・体調チェック、手指の消毒液、パーティションの設置、換気など感染拡

大防止対策は大前提となるでしょう。さらにスタッフや患者さん用のマスクなどを院内に常備することも含めると、ランニングコストもだいぶかかります。しかし施術所の将来的な経営を考えれば、これらは必要な投資となります。

また、患者さん同士が密にならないよう管理することも重要です。待合室や施術のエリア管理、時間管理が必要となり、予約システムによる来院者のコントロールが主流になるでしょう。

さらに施術所内のレイアウトにも工夫がいらします。これまではスタッフや患者さんの院内動線は、コンパクトにまとめて短く動きやすい移動をと配慮してきたと思います。しかし身体的距離を確実に取ることを最善とするなら、互いの接触回避を第一に、変えていかなくてはなりません。

今後、患者さんの接骨院選びの大きな理由の一つに「コロナ対策、感染拡大防止対策が行き届いているかどうか」が入ってくるでしょう。まだしばらく続きそうなコロナ禍で、我々は接骨院を継続させることを最優先に考え、行動するべきです。

コロナ対策と同時に接骨院経営維持対策も考えつく限りの対策を打っていかなければなりません。国や地方自治体による給付金や補助金を有効に使い、万が一に備え緊急融資資金もプールしておくべきです。今年の3～5月にかけて、患者減、収入減で困難な状態に見舞われた同業者の方も多かったと思います。

10月現在、自粛要請が解け、徐々に経済が回復してきてはいますが、いつ再び感染拡大の波が襲ってくるのかわからず、まだまだ先の予測は立ちませ

ん。今後数年間、経営的に減収・回復・減収・回復の波の繰り返しが続くことも考えられます。税理士や社会保険労務士の先生方と今まで以上に緊密な連携をとりながら、経営維持の対策を練ってください。

●接骨院内でのマスク着用の重要性

接骨院をクラスターにしない方策は「うつらないために何をするか」「うつさないために何をするか」を確実に把握し、実行することです。

感染ルートには、「飛沫感染」「接触感染」「エアロゾル感染」があるといわれています。これらのリスクをできる限り低減することを目指しましょう。

まず第一はマスクの着用です。院内において、スタッフも患者さんもマスクの着用が当たり前となりました。けれど、接骨院業務における医療面接（問診）や各種検査の時に患者さんの表情や顔色が確認できないため、不便に思う方も多いと思います。これまでは、患者さんの表情でケガの重症度を測ることもできましたが、マスクに覆われたままでは表情が読み取れません。また、マスクをしたままの会話は聞き取りにくいことがあり、高齢の患者さんには不便をおかけすることや、何度も聞き直さないと正確な会話ができないこともあるでしょう。

しかし、こうした弊害よりも飛沫による感染防止が最優先されることを忘れないようにしましょう。マスク着用はお互いの身を守るためのものです。患者さんの痛みのある部位に直接触れて治療する柔道整復術は、患者さんと施術者双方の信用・信頼なしには成り立たないのです。

たとえ表情や会話からの情報が受け取りにくくなくても、心のマスクは外しておけるはずです。柔道整復を頼りにされている患者さんの早期の回復のためにも、「新しい生活様式」の中で続けられる良き伝

統は継承し、誠実で丁寧なやりとりを心がけたいものです。

●体調確認で感染者との接触を回避

閉鎖した空間では、咳、くしゃみなどによる飛沫感染をマスクで回避しても、接触による感染リスクは多分にあります。

その回避のために徹底したいのは、まずは患者さん来院時の「検温・体調チェック」です。発熱や咳などの症状がある患者さんは、「ほかの患者さんへの配慮のため」とお伝えし、施術をお断りしてもいいと思います。スタッフの検温もできる限り朝、夕2回行いましょう。

そして「手洗い」または「手指の消毒」も必須項目です。患者さんの来院時だけでなく、施術者も頻繁に手洗い、手指の消毒を行いましょう。

さらに、治療機器や治療ベッドの間隔も広げ、患者さんが使用した後は、こまめな消毒を心がけましょう。消毒しているところを見ていれば、患者さんも「ここなら通院しても大丈夫」と安心できます。また、こまめに窓を開放するなど院内の換気にも十分に気を付けてください。

なお、関係者に感染者が出たなどの情報が入ったときは、速やかに所轄の保健所に連絡し、その指示に従います。決して隠蔽などがないよう、スタッフへの指導も徹底することが重要です。

以上の施術所内での注意のほか、日常生活では施術者自身が感染を避けるための注意点を次ページにまとめました。

日々の生活で注意すること

「手洗い」「洗顔」の徹底

自身の手や顔にウイルスが付着するおそれはどこにでもあります。とくに外出後の手洗い、洗顔はこまめに行いましょう。

「咳エチケット」

万が一の感染拡大にならないよう、咳、くしゃみをする際は、必ずマスクやハンカチなどで口、鼻を押さえましょう。

「3密」を避ける

1. 密閉空間（換気の悪い空間）
2. 密集場所（多くの人が集まる場所）
3. 密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）

この3つを避けることは原則としましょう。

健康維持のための「運動」をしよう

不要な外出をしなくなり、患者さんだけでなく柔道整復師も運動不足となっています。健康維持のために、自分でできるトレーニングやウォーキングなど、運動の機会を維持しましょう。

食生活・口腔ケアをしっかりと

インドアな生活は過食傾向になりがちです。規則正しい食生活を心がけましょう。また、ブクブクうがいや歯磨きなど口腔ケアも大切です。

人との交流

巣ごもりばかりに終始せず、電話やSNSで友人や家族と交流し、心の健康も保ちましょう。

10月現在までで明らか 新型コロナウイルスの特性

主な症状

発熱、咳などの呼吸器症状。無症状、軽度の風邪の症状しか出ないこともある

感染経路

【接触感染】

ウイルスのついた手で目や鼻、口を触れる

【飛沫感染】

咳やくしゃみなどの飛沫を浴びる

【エアロゾル感染】

換気の悪い空間で空気中に浮遊したウイルスが目、鼻、口に入る

重症化リスクの高い人

高齢者
何らかの基礎疾患（糖尿病など）がある人

小冊子シリーズの発行がスタート

●会員を強力にサポートする

日整では、コロナ禍における全国の会員施術所の事業継続をサポートすることを目的として、小冊子『柔道整復シリーズ』を発行することとなりました。第1弾は、6月に発行された『日整施術ガイドライン 2020 ―日常施術の流れと注意事項について―』です。

患者さんを診るうえで日々意識すべきポイント等はもちろん、患者さんの体調チェックリストや施術所の衛生管理など、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも実践的な解説がなされています。

さらにシリーズ第2弾として、『日整水準 2020 ―骨折・脱臼患者の取り組みと「匠の技」―』を作成、9月に発行しました。柔道整復師が安定的に経営を進めていくためにはどうしたらよいか、また「匠の技 伝承」プロジェクトの必然性などについて併せて掲載しています。

入手ご希望の方は、日整ウェブサイト・会員ページからダウンロードできます。また、個人で開業されている方にも有料で頒布しますので、日整までご連絡ください。

今後もこの小冊子はシリーズ化し、「いつでも」「どこでも」「どなたでも」良質で安心安全な施術をうけられる環境整備に努めていく予定です。



柔道整復シリーズVol.1

- 新型コロナウイルス感染症の対策について
予診票の作成
日常施術の流れと注意事項
- 骨折・不全骨折・脱臼・捻挫・打撲の診察と
超音波観察などについての詳細マニュアル



柔道整復シリーズVol.2

- 今後の社会構造や経済の動向を見据えて
- 統計に見る業界の現状
- 骨折・脱臼患者への取り組み「匠の技 伝承」プロジェクト
- 外傷患者さんのファーストチョイスになるために

事業運営部

柔道の危機を乗り越えるために

●全イベント中止の異常事態に

昨年の本会主催全国柔道大会の会期日程直前に、大型台風19号が関東を直撃し、その後列島縦断という最悪のコースをたどったために各地で甚大な被害となりました。大会は人命の安全確保を最優先との判断から、急遽中止とさせていただきます。大会出場に向けて日々稽古に精進をされていた会員の方々や小学生の皆さんには大変残念な状況となりました。

事業運営部は、早々に次年度開催に向け講道館と協議を重ね、今年度の全国柔道大会は例年の10月開催から比較的台風被害のリスクが低い11月へと移動することとし、11月22日開催と決定しました。

しかし、開催準備中の1月16日、新型コロナウイルスによる国内初感染が確認され、国内でも驚異的な感染拡大となりました。この状況を受け日整では早々に全国で開催予定のイベント全ての中止を理事会にて決定しました。準備が進められていた全国柔道大会も、2年連続での中止決定となるに至りました。

感染拡大はその後全世界に及び、国内外全てのスポーツ大会が中止や延期となる異常事態を迎えました。さらに7月開催予定の2020東京オリパラも翌年への延期となり、事業運営部と講道館が計画していた海外柔道選手へのケアサポート事業「おもてなしRoom」も延期となりました。

●ガイドライン作成と指導の現場

スポーツ庁の指示により、各スポーツ関係団体に

よる感染拡大予防と大会開催に向けてのガイドライン作成が行われました。

柔道は全日本柔道連盟医科学委員会を中心に4段階に分けた徹底した新型コロナウイルス対策と健康被害回避を取り入れた指導者、競技者、関係者向け段階的ガイドラインを作成しました。

これらは5月25日の緊急事態宣言全面解除を受け、全日本柔道連盟より「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」「新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針」として、6月に全国に正式通達され、さらに7月に新規バージョンが通達されました。

今後の大会開催については各地域の状況を正確に把握して自治体や各競技連盟との情報交換、施設事情などを勘案し総合的に判断することになりました。

屋外スポーツでは観客を段階別に増やしての開催、屋内スポーツでは無観客か厳しく制限をした上で選手・関係者中心による開催と、緩やかではあるもののウィズコロナでの新しいスポーツ形態が確立されつつあります。ただ柔道、レスリング、相撲などのコンタクトスポーツは、他団体に比べ運営の難しさが残ります。選手、関係者、保護者が勝負のみに偏らず、自他共栄の訓えを活かしながら全員で叡智を出し状況を判断しながらの安全な開催が望まれます。

今後もスポーツ庁などから、スポーツの再開や指針に関しての変更も予想されますので、関係者は引き続き注視していく必要があります。

参考までに講道館指導部による指導方法の現況をお伝えすると、一般部、少年部ともに体調確認、マ

スク着用、手指消毒の徹底、道場・更衣室の消毒とソーシャルディスタンスへの注意を図っています。また試合再開に向け、練習段階を4段階より細かく6段階に分けています。10月現在まで、一人の健康不安者もなく緩やかかつ順調に進んでいます。

●柔道から学ぶ姿勢を強化

日整では2021年度にむけて、コロナ禍における「新しい様式の柔道」を考える大前提として、改めて柔道と柔道整復師の関係性を確認しました。職名冠として『柔道』がつくのは唯一「柔道整復師」だけです。柔道整復術公認100年を迎え、明治、大正、昭和、平成から令和新時代と公的伝統医療であり続ける柔道整復師が、柔道と共に地域医療に歴史を紡いできたことは紛れのない事実です。そしていまも講道館柔道と柔道整復師は不可分の関係を築いています。

これから先も共に歴史を築くための合力として、柔道整復師が「柔道の学び」に目を向け続けることは必須と考えています。今後も、柔道に関しての研究や資料等を掲載していく予定でありますので、ご協力いただければ幸いです。

●柔道大会開催は臨機応変な判断に

武道として柔術から柔道へ、そしてスポーツとして世界のJUDOへと発展を遂げた講道館柔道。しかし新型コロナウイルスの世界的パンデミックにより活動制限を余儀なくされ、現在、競技スポーツとしての危機に瀕していると事業運営部では捉えています。

この危機を乗り越えるために、柔道整復師業界も講道館、全日本柔道連盟及び医科学委員会と協働したいと考えています。しかし現状では、従来のような盛大な大会開催などは望めません。各都道府県

柔道整復師会のご理解と、会員のご協力が不可欠であり、また柔道担当及び選手、関係者そして保護者の皆様にもご無理や我慢をお願いすることもあると思います。

安全な開催を目指し、日整も各都道府県柔道整復師会と共に乗り越えなければならないことが多々あることは承知しております。しかし国内移動は徐々に緩和されつつも、現在も日々変化するコロナ禍の中では、感染予防と健康被害回避等が最優先の判断となります。

早期の開催可否決定には大変難しいことも多く、大会開催までは最新情報を鑑みながら、臨機応変な判断をしていくこととなりますが、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

コロナ禍での全柔道主催の柔道大会

■2020年度講道館杯

全日本柔道体重別選手権大会

開催日時：10月31日(土)～11月1日(日)

会場：千葉ポートアリーナ

※選手、関係者のみの無観客開催

■全国柔道高段者大会

開催日時：11月29日(日)

会場：講道館7階大道場

■令和2年秋期紅白試合

開催日時：12月20日(日)

会場：講道館7階大道場

■全日本柔道選手権大会

■全日本女子柔道選手権大会

開催日時：男子／12月26日(土)

女子／12月27日(日)

会場：講道館7階大道場

2021年度からの 「匠の技 伝承」プロジェクトと日整学術大会

学術教育部

●プロジェクトに新たな手法も導入

新型コロナウイルス感染症出現により数百年に一度といわれる社会の枠組み変革がこれから行われていきます。柔道整復師業界もそれに対応して、より良い業界を構築していかなければなりません。ピンチをチャンスに換える柔軟な発想で取り組みます。

現在、「匠の技 伝承」プロジェクトは10年計画として始動しております。2021年度からは47都道府県指導者養成を行います。オンライン(eラーニングなど)で自宅や施術所で基礎的知識を徹底的に学び、オフライン(対面的研修)で整復固定技術を修得していただきます。

柔道整復師の骨折治療においては、初検時に保存的治療か手術治療かの判断を行わなくてはなりません。

保存的治療を同意医師と柔道整復師と患者が選択した場合、治療方法とおおよその治療日数、その後の来院頻度を含む治療計画を示さなければなりません。同意医師との関係構築や施術情報提供紹介書などの記載方法も「匠の技 伝承」プロジェクトで行います。

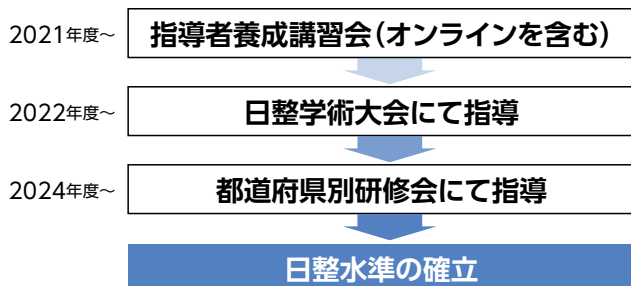
2022年度からの日整主催学術大会は11地区で開催予定をしておりますが、既存2021年度までの開催要領要項ではなく、新たな学術大会開催要領要項で行います。その一つの試みとして、11地区日整主催学術大会では指導者養成候補者らによつての「匠の技」コーナー、「超音波観察(エコー)」コーナーを設置いたします。

学術教育部部長 長尾淳彦

学術大会の形式		2021年度の日程	
2021年度(案)	2022年度以降(案)	4月25日	匠の技①
前夜祭 18:00-21:00	前夜祭 18:00-21:00	6月12、13日	学術大会 中国・山口県宇部市
開会式、夕食会	開会式、夕食会	7月11日	匠の技②
当日 9:30-	当日 9:30-	9月26日	匠の技・エコー特別講座①
1. 会長講演 (75分間)	1. 会長講演 (45分間)	10月16、17日	学術大会 大阪・大阪府大阪市
2. 学術教育部長「2022年度以降の学術大会」 「日整水準総論」について (75分間)	2. 学術教育部長 (45分間) 「日整水準総論」について	10月23、24日	学術大会 東北・宮城県仙台市
昼食	3. 特別講演 (60分間)	11月7日	匠の技・エコー特別講座②
3. 会員発表など	昼食	11月28日	匠の技③
★匠の技(事前申込) 定員50-60名	4. 会員発表など	2月20日	匠の技④
★エコー(事前申込) 定員50-60名		3月12、13日	学術大会 関東・群馬県前橋市
大々的な業者展示は行わない方向で会場を決定すること			

指導者養成スキーム

- 日整は4年間指導者養成講習会を実施し、指導者を養成する。
- 指導者となった会員は講習を受けた翌年から指導者として日整学術大会で会員を指導する。
- さらに2024年度からは各都道府県主催の研修会を開催し「日整水準」の確立を目指す。
- 指導者となる会員は今後10年、「日整水準」を確立するために尽力いただきたい。



日整水準の確立と指導者養成10年プロジェクト



※指導者講習重点部位

- ①橈骨遠位端骨折 ②肩甲上腕関節脱臼 ③顎関節脱臼 ④足周辺の骨折(外果骨折)
⑤肘関節後方脱臼(肘内障害含む) ⑥鎖骨骨折、肋骨骨折 ⑦手指の骨折・脱臼 ⑧足指の骨折・脱臼

Report 1

日整会員を対象とした コロナ緊急支援実施の報告

3月に対策本部を設置以降、日整では
会員に向けてさまざまな支援を行ってきた。
その実施状況を報告する。

コロナ禍により医療現場では今も受診控えが続いている様相だ。全国の柔道整復師も大変厳しい状況にある。異常事態の中、日整では発生初期段階に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、「今、守らずしていつ守る!」を合言葉に会員の支援を継続してきた。

まずは全国約1万6,000名の会員施術所に、消毒液やマスク等の不足医療資材を迅速に配布。また感染対策マニュアル等の施術環境に関する情報提供や、手続きがわかりにくい各種の特別助成金の申請等のサポートも、47都道府県柔道整復師会と連携して行った。さらに、5月に「雇用調整助成金のコロナ特例給付」制度活用に関する案内を会員に送付。この特例給付を社労士を通して申請された会員には、「日整支援金」を支給している。

これらの給付金・助成金は経営維持には必要不可欠だが、煩雑さなどから申請をためらう会員もいるようだ。日整のホームページでは、動画によるわかりやすい申請手続きガイドをアップしている。下記のURLもしくはQRコードでパソコン、スマホで閲覧できる。ぜひ活用していただきたい。

今後も、「日整会員でいて良かった」と思われるような細やかな支援に継続して取り組む予定だ。

申請できる給付金、助成金

※申請にあたって、不明な点は各都道府県社団にお問い合わせください。

●持続化給付金

新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者および個人に対して、事業や業務の継続を支えるために支給される、事業全般に広く使える返済不要の給付金である。

給付対象者：令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。



三橋総務部長による、会員向け解説動画

給付額：法人企業は最大200万円、個人事業主は最大100万円が上限

申請期間：2021年1月15日まで

日整の「持続化給付金」手続きガイド
<https://youtu.be/XdBAzfPinpU>



●家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減するために支給される返済不要の給付金。

支給対象：以下の①～③の要件全てを満たす方

- ①資本金10億円未満の法人、個人事業者
- ②1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少した方。又は、連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少した方
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支

これまでの会員への支援活動内容

3月末

日本柔整会館内に新型コロナウイルス感染症対策本部設置
会員支援策を検討

4月

各都道府県社団と連携して、様々な情報を配信
国の緊急対策等 情報提供。

助成金申請サポートに向けて全国社団に調査実施
会員支援に向けて、弱酸性次亜塩素酸水、マスクの調達手配

5月

日整会員約1万6,000名の各施術所への支援開始

1. マスク約16万枚配布(10枚/人)
2. 「雇用調整助成金」制度の活用に対する支援のご案内
47都道府県全国ネットでサポート支援体制。
3. 院内掲示ポスター配布
 - ①新型コロナウイルス感染症対策について
 - ②新型コロナウイルス感染防止において
4. 弱酸性次亜塩素酸水1万6,000リットル(1ℓ/人)配布支援
各都道府県社団と協力し個別配布実施。
5. 「接骨院向け感染対応マニュアル」配布

日整ニュースレター配信開始(情報配信強化)
会員支援情報等速やかに配信。

厚生労働省と自民党に会員施術所支援の要望書提出
自民党・鈴木総務会長、厚生労働省・佐々木医事課長に、国民が柔道整復
施術所において安心して施術を受けられるよう会員施術所支援の要
望書を提出。

会長メッセージビデオ配信
コロナ禍への対応等会員に向けたメッセージを配信。

持続化給付金 活用支援情報配信

ホームページ・ニュースレターで情報配信、全国社団と
連携し会員をサポート

助成金申請サポート動画配信

「持続化給付金」申請サポート動画を作成して、会員個々の申請
をサポート。

6月

「弱酸性次亜塩素酸水」特別販売

会員(1ℓ)配布除菌水の第2弾支援策として、特別販売を実施。

柔道整復シリーズ第1弾「日整施術ガイドライン」を公開
全国の会員施術所の事業継続をサポートすることを目的とし
て、安心安全な施術環境を整備するためのガイドラインを作成
し会員に配布。

7月

ホームページ・ニュースレターで情報配信、全国社団と
連携し会員をサポート

家賃支援給付金 活用支援情報配信

「家賃支援給付金」申請サポート動画を作成して、会員個々の申
請をサポート。

9月

柔道整復シリーズ第2弾「日整水準」を公開

骨折・脱臼患者の取り組みの重要性を説き、安定的な事業継続
をサポートすることを目的とした、ガイドラインを作成し会員
配布。

払っている方

支給金額

①法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給

②申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき
算定した給付額(月額)の6倍

申請期間:売上減少月の翌月～2021年1月15日まで

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人 事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

日整の「家賃支援給付金」手続きガイド
<https://youtu.be/URPwzp53vh4>



●雇用調整助成金の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所には雇用調整助成金の特例措置が適用される。従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するもの。社労士を活用し、この雇用調整助成金を申請された会員には、「日整支援金」を支給している。

厚生労働省HP 雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

日本柔道整復師会HP 日整会員支援事業「雇用調整助成金」制度の活用に対する支援のご案内
をご覧ください

ベトナムでの普及事業のため JIMTEFと強力タッグ

ベトナムでの柔道整復術の普及に日整が
乗り出している。国際医療技術財団
(JIMTEF)の
「柔道整復術プロジェクト」への協力事業だ。



ハノイにおける
覚書の署名式



会議に参加した
日整萩原副会長(左)と
ベトナム国立ホーチミン市
伝統医学病院
フイン・グエン・ロック院長

●ベトナムにおける普及事業が進行中

平成27年から始動したベトナムにおける柔道整復術の普及事業。日整も深く関わる活動が、コロナ禍で延期されながらも形が整い始めている。

発端は同年10月に行われた公益財団法人国際医療技術財団(JIMTEF)・小西恵一郎理事長と、ベトナム政府の当時の保健省副大臣との会談だ。「柔道整復術の活用」をテーマとしたその席上で、ベトナム側よりセミナーの開催要請を受けた。そこで同団や日整などが主催となり平成28年3月、ハノイにおいて「医療の向上に貢献する柔道整復術」と題したセミナーを開催した。

講師としては萩原正和副会長、萩原隆国際部長、三橋裕之保険部長(いずれも肩書きは当時)が登壇。また同日にベトナム政府保健省、JIMTEF、日整三者間にて総括合同会議が行われ、伝統医療分野での協力に寄与することへの覚書にそれぞれ署名した。そしてベトナム政府からあらためて柔道整復術

の普及を要請された。

●コロナ禍で事業が一時中断

平成29、30年の2回にわたりJIMTEFと日整の事業担当者がベトナムにおける障害調査を行い、翌年10月に「JICA草の根技術協力事業パートナー」の認定を受けた。同年11月にベトナム側カウンターパートであるホーチミン市伝統医学病院副院長を日本へ招聘、普及啓発の中心となるベトナム人医師の候補者の選出を要請した。

令和2年には研修を行う病院、接・整骨院の選定、ベトナムに派遣する柔道整復師の2022年分までの人選を実施。同年12月にはJIMTEF・小西理事長と日整・萩原正和副会長がベトナム人研修者の最終面接と政府、病院関係者との会議のためにベトナム渡航を予定している。



セミナーでのデモンストレーション



ベトナムのカウンターパートとの会議風景



地方病院における会議風景

●世界的認知度を高める好機

平成14年、WHOにおいて柔道整復術 (Judo-therapy) は日本伝統医学の有効な治療の一つとして正式に認知された。その後IAJR (国際柔道研究者会)、大韓武道学会などの国際学会への参加も実施されてきた。

これまで日整が主体となった国際間での普及事業には、平成18～28年の10年にわたったモンゴル国でのNGO事業、JICA事業がある。日整より定期的に講師を派遣して普及に努め、最終的に国立医大に柔道整復術の専攻コースを新設される成功を収めた活動だ。

日整が国際事業を始めた当初、その目的は医療分野でインフラ整備が不十分な開発途上国において、高価な機材を使わなくても医療を提供できる柔

道整復術が必要だと考えたことにあった。さらに、柔道整復術の認知度を高め、国際的に活動できるようにするという大きな目標もあった。

しかし世界的認知度を高めることができるJICA事業においては、日整としても個人の柔道整復師としても、国際活動をするには最低2カ国以上の事業実績が必要とされる。今後さらに国際化を進めるには、今回のベトナム事業は重要な礎でもある。

また今回の事業はベトナム政府からの要請であり日本の国家資格である柔道整復師ライセンスでベトナムでの治療活動ができる。日整が研究、研修機関として飛躍できるチャンスでもあるのだ。残念ながらスケジュールは延期されているが、再開後の活動には大きな期待がかかる。

Report 3

コロナ禍により会議開催はオンラインに移行

コロナ禍における感染拡大防止として
日整ではオンライン会議ツールを導入した。



日整事務局のオンライン会議風景



「Zoom」による会議画面。
参加者の顔を見ながら発言できる

日整では新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年2月より対面での会議を見送っており、理事会も書面送受による形式で開催してきた。しかしその後も続くコロナ禍で、3密を回避した業務を徹底し、対面での会議開催を取りやめ、オンライン会議ツール「Zoom」を導入した。

4月に発令された緊急事態宣言は、6月には全面解除となり、10月現在では若干の落ち着きを見せ始めたものの、今後、再び感染拡大となるおそれは十分にある。ソーシャルディスタンスを意識する生活は、コロナ収束後もしばらく続くものと予想され、政府からは「新しい生活様式」が奨励されている。

このことを鑑みて、引き続き会議開催はオンライン主体で行っていく方針だ。すでに各役員所属の都道府県社団にはご協力をいただき、日整とのテスト会議を重ねてきた。そして8月18日、9月10日の部長連絡会議はオンラインにて実施した。

9月24日の理事会は、三橋総務部長の司会のもと

と所属都道府県事務所など20拠点から役員21名全員がWeb上で参加し、安定した通信環境のもと、スムーズに行われた。今後も当面の間、理事会、部長連絡会議のほか各部会等もオンラインにて開催していく。

こうしたオンライン上でのコミュニケーションは、感染拡大防止対策はもとより地震や台風など、災害時や緊急時における連絡手段としても非常に有用性が高い。現在、全国47都道府県社団に環境構築を進めていただいております。今後は47都道府県社団といつでもオンラインでつながることが可能になる。非常時の情報伝達手段としても、活用を続けていく予定だ。

令和2年度 通常総会報告 新会員の初年度会費は4段階に変更

6月28日に令和2年度の通常総会が
工藤鉄男会長、萩原正和・松岡保両副会長と
三橋裕之総務部長の出席により開催された。



左より総会に出席した松岡副会長、工藤会長、萩原副会長、三橋総務部長

今回の総会は新型コロナウイルス感染防止のため、理事会「書面決議」により、正副会長と総務部長のみの出席に限定することで決定された。

101名の代議員のうち98名から「議決権行使書」が事前提出され、総会は成立。すべての議案について、事前に代議員に資料が配布されており、質問などの届け出は確認されなかった。

重要議案の新入会員初年度会費の改正については、2021年4月1日から入会受付日より4段階で納入額を変更することに決定した。

第1号議案

「令和元年度決算案の承認について」

本議案の関連事項である「令和元年度事業報告について」とともに配布資料のとおり報告され、原案通り承認可決された。

本議案は総会で議決する手続きを経て「公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律」第22条第1項に基づき報告書を内閣府へ提出

することとなる。これについて内閣府の指導等により報告書に変更の必要性が生じた場合、基本的部分についての変更を伴わないときは、例年どおり対応を理事会に一任されたい、との提案が事前に総務部長より代議員に行われていたが、これも併せて承認可決された。

第2号議案

「令和2年度会費免除者案の承認について」

代議員に配布された資料の通りに報告され、原案どおり承認可決された。令和2年4月1日現在の終身免除者数および所得に関する免除者数については下記のとおり。

終身免除(会費・負担金を40年以上完納し、満85歳以上の者)…81名(新規17名、既存64名)

所得等に関する免除(年間収入が160万以下の者)…14名

第3号議案

「会費規程(改正案)の承認について」

代議員への配布資料のとおり説明が行われ、原案どおり承認可決された(下表を参照)。

【新入会員の初年度会費】

2021年4月1日から入会受付日より下記のとおり改正する。

〔入会受付日〕	〔初年度会費〕
4月1日から6月30日	2万円
7月1日から9月30日	1万5,000円
10月1日から12月31日	1万円
1月1日から3月31日	5,000円

令和2年度 「帰一賞」受賞者の発表

今年も恒例の「帰一賞」の発表が行われ、
計14名が受賞した。

今年度の「帰一賞」受賞者が4月30日の理事会で決定した。今回、帰一功労賞9名、帰一学術賞1名、帰一精錬賞4名の計14名が受賞。これまでを通算すると、帰一功労賞を292名、帰一学術賞を44名、帰一精錬賞を45名の方々が受賞されている。

「帰一賞」とは

柔道整復師業界の発展に著しく寄与された会員に贈られる日整最高栄誉賞として、昭和46年に制定された。賞名は講道館柔道の創始者である嘉納治五郎先生の雅号「帰一斎」と、『整骨新書』の著者であり、江戸時代の整骨医の中で学識人格ともに優れた各務文献先生の雅号「帰一堂」の双方にちなんで命名された。

平成29年の総会から、「帰一功労賞」「帰一学術賞」に加え「帰一精錬賞」を授与している。

「帰一精錬賞」は、長年にわたり柔道の指導を通じて青少年少女の健全育成をすることにより、地域社会に貢献し、その功績が顕著であると認められる会員に対して贈られる。「精錬」の名称は、全日本柔道連盟の会長である日整顧問の山下泰裕先生が発案された。

令和2年度「帰一賞」受賞者（敬称略順不同）

〔帰一功労賞〕9名



片岡祥二 (栃木県)



和田秀樹 (神奈川県)



牧野吉一 (神奈川県)



吉村英男 (富山県)



宮下治由 (福井県)



森川伸治 (愛知県)



長尾淳彦 (京都府)



徳山健司 (大阪府)



増井英明 (大阪府)

〔帰一学術賞〕1名



三谷誉 (愛知県)

〔帰一精錬賞〕4名



池内雅胤 (東京都)



渡邊秀樹 (山梨県)



渡邊易彦 (山梨県)



八本木通秋 (福井県)

柔道に学ぶ



人生の答えは柔道にあり。

嘉納治五郎師範の言葉に学ぶエッセイコラム

講道館道場指導部長
鮫島元成

昭和25年鹿児島県生まれ。
昭和49年東京教育大学体育学部卒。
全日本柔道連盟教育普及委員会副委員長。柔道連盟強化コーチとしてナショナルチームを指導。日整全国柔道大会など4大会の大会審判長を務める。

柔道は人生を工夫することである

この見出しの言葉は、私が生徒たちによく言うもので、嘉納治五郎師範の『柔道教本』の以下の教えを自分なりに熟考し表現したものである。

どんなことでも人間のすること、精神と身体を働かさないうで出来るものはない。本を風呂敷に包むのでも文を作るのでもそうである。最も上手に本を包み文を作ろうと思えば、その目的に合うように精神と身体を最も巧みに働かさなければならぬ。これを心身の最有効活用とも使用道ともいい、何事をするにも成功の一貫した大道である。この道を柔道と称するのである。

攻撃・防御を目的としてこの道を応用することを武術といい、身体を強健にし、実生活に役立たせるようにこの道を応用することを体育という。また智を磨き徳を養うためにこの道を応用すると、智徳の修養となり、社会における万般のことに応用すると、社会生活の方法となる。

こういうふうには、一度柔道の根本原理を明らかにすることが出来れば、どんなことでもそれから割出して判断の出来ぬことはない。たとえば自分の身を処する仕方でも、他人に対し、自国に対し、また他国に対して、どうしてよいかというような時々刻々に起ってくる問題でも、この原理に基づいて解決することが出来るのである。

「柔道教本」(柔道とはどういうものか)より

「柔道とはどういうものか」というテーマであっても、試合で勝つとか負けるという文字はない。人生を有意義に送るためにはどうすればいいのか、社会に貢献するためにはどうすればいいのか、柔道はその道を学ば

せる教材であるということが述べられている。柔道衣の帯や下履きの紐が解けないように学習する。解ければ稽古時間が少なくなる、相手に迷惑がかかる、そのようなことを学ぶのも柔道である。そこから一升瓶を落として割れないように風呂敷に包む、食べ物を落とさないように箸の持ち方を学習する、そうした「工夫」を学ぶことにつながるのである。

講道館では、コロナ禍により2月末から閉鎖していた道場を6月1日に開場した。対人接触が激しいこの競技において、少年少女たちの練習をどのように再開するか、時間をかけた検討が必要だった。「対人で組む」という競技の特性を排除しなければならない状況で、道場指導部は指導内容に「工夫」が必須となる。

練習を6段階に分け、6、7月は単独での打ち込み練習、各種トレーニング、受け身などの内容にした。その結果、我々の予想以上に顕著な効果が発揮された。一つはメンタル面での自立である。単独練習は、手抜きをすれば周りの者より遅れていることが明確になる。それが競争心や向上心を生み、「自分で頑張らなくては」という自立心につながる。さらに、そうしてコツコツと頑張った成果が体力、特に体幹のバランスの向上となり、打ち込みでの試技に成果として現れている。このように、全国各地の指導者は困難な状況下で努力をされながら柔道の継続を模索しているのだ。

日整主催の4大会は、2年にわたり中止になった。この大会が全国の少年たちの成長に及ぼす効果は計り知れない。同様に指導者や柔道整復師の皆さんの自信の継続にもつながることは間違いのない。ぜひ工夫して大会実施への尽力をお願いしたい。

一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会 新執行部で始動

柔道整復師の施術の根幹である「骨折」「脱臼」の整復固定の施術を、「いつでも」「どこでも」「どなたでも」できるようにするには、技術習得のための環境整備が必要です。これは一朝一夕で行えるものではありません。

柔道整復師業界はこれまで、公益財団法人柔道整復研修試験財団、公益社団法人全国柔道整復学校協会、一般社団法人日本柔道整復接骨医学会、公益社団法人日本柔道整復師会の4団体が協調して厚生労働省所管のもと、委員会、検討会をはじめ制度やシステム構築を行ってきました。ここ数年は、養成施設のカリキュラム改定、臨床実習指導者講習卒後の受領委任の取扱いに必要な実務経験と研修など、この4団体から選出された委員を中心に、柔道整復師の医療人としての倫理を含む質の向上が進められてきました。これからも4団体協調し、さらなる力で業界を牽引していきます。

その4団体の一つである日本柔道整復接骨医学会は、7月に行われた令和2年度通常総会において新執行部が右記のように決まりました。安田秀喜会長、

坂本歩副会長、紙谷武副会長は医師であり、また大学や養成施設で教鞭を執られています。

日整役員では、松岡保副会長、石原誠財務部長、富永敬二渉外部長、学術教育部長の私、徳山健司理事が今回、日本柔道整復接骨医学会の理事として就任しております。その他の日整会員も理事・監事を務めています。

日本柔道整復接骨医学会は、業界で唯一、日本学術会議のメンバーとして登録される歴史と伝統のある学術団体です。10年計画である日整の「匠の技 伝承」プロジェクトも接骨医学会と協同で進めることで、環境整備が行えると思います。また、超音波画像観察装置の取扱いについても日本医師会の指導のもと「患者安全」「医療安全」の観点から接骨医学会が主体となって啓蒙、認定していかなければならないと思います。日整は、超音波画像観察装置取扱いの認定施術所(者)、「骨折」「脱臼」の認定施術所(者)の学術団体の設立を、日本柔道整復接骨医学会に期待しています。

学術教育部部長 長尾淳彦

日本柔道整復接骨医学会 令和2年度新執行部

会長	安田秀喜	医師、帝京平成大学健康医療スポーツ学部学部長 日本超音波学会認定指導医
副会長	坂本歩	医師、呉竹学園理事長
副会長	紙谷武	医師、東海学園大学教授、講道館ビルクリニックスポーツ外来
理事	松岡保	公益社団法人日本柔道整復師会副会長(福岡県)
	小池良二	公益社団法人北海道柔道整復師会副会長(北海道)
	岡本幸治	公益社団法人青森県柔道整復師会会長(青森県)
	北澤正人	公益社団法人群馬県柔道整復師会会員(群馬県)
	樽本修和	帝京平成大学 教授、公益社団法人東京都柔道整復師会会員(東京都)
	大野重浩	公益社団法人富山県柔道整復師会会員(富山県)
	笥芳幸	公益社団法人愛知県柔道整復師会会員(愛知県)
	長尾淳彦	公益社団法人日本柔道整復師会理事、学術教育部長(京都府)
	徳山健司	公益社団法人日本柔道整復師会理事(大阪府)
	石原誠	公益社団法人日本柔道整復師会理事、財務部長(香川県)
監事	富永敬二	公益社団法人日本柔道整復師会理事、渉外部長(佐賀県)
	高田保	公益社団法人長野県柔道整復師会会長(長野県)
	岩本芳照	公益社団法人兵庫県柔道整復師会会長(兵庫県)



M I R A I T E N B O

地域包括ケアシステムは 多職種連携が必須

関連機関が連携し合う“多職種連携”

「未来展望」では、地域包括ケアシステムや介護保険制度における柔道整復師の役割や可能性についてシリーズでお話ししています。今回はやや視点を変え“多職種連携”の重要性について考えていきましょう。

多職種連携という言葉を目にしている方は多いと思います。地域医療において質の高いチームケアを提供するため、様々な機関や専門職が連携しあうことです。医師やケアマネージャー等の専門職のみならず、支援者やボランティア、民生委員や自治会のリーダーなど、幅広い立場の人々と連携することもあります。

WHOではすでに30～40年前より、多職種連携の必要性について報告書が提示されていましたが、日本での関心は低く、あまり注目されていませんでした。しかし介護保険制度が始まり、さらに地域包括ケアシステムの導入とともに、日本でも多職種連携の必要性が認識されるようになりました。

右ページの図をご覧ください。でもわかるように、地域包括ケアシステムにおいては多職種連携が非常に重視されています。介護保険制度で行われる業務で、1職種で完結できる場面はほとんどないと言ってもいいでしょう。

柔道整復師の活躍の場はもっと広がる

私たち柔道整復師は、初診で患者さんが来院されてから治療するまで、おおむね一人の施術者の業務

によって完結することができます。一部において患者さんのご家族や医師との連携が発生することもあります。限定的なもので、ひんぱんに起こることはありません。

この特徴は患者さん自身とその症状をしっかりと理解し、患者さんにも無駄な遠回りをさせることなく最後まで適切な対応が行える利点と言えるでしょう。しかし反面、多職種連携が主軸となる地域包括ケアシステムにおいては柔道整復師の印象が薄くなりがち。理由でもあり、それが介護保険制度への参入の妨げになる大きな原因の一つとも考えられます。柔道整復師が介護現場でその能力をいっそう発揮するには、多職種連携の現場に積極的にアプローチをしていくことが重要になってきます。

地域包括ケアシステムでは、利用者（介護保険制度下では患者を利用者と呼ぶことが通例）は、自らが選択し通院する接骨院の業務と違い、地域包括支援センター職員やケアマネージャーを通じて施術所とつながります。

けれど現状で、このシステムの中に生かされている柔道整復師はひと握りです。一つの例として介護支援専門員実務研修受講試験（ケアマネージャー試験）の柔道整復師の合格者数は、過去に実施された22回合わせても、4,382人と全体のわずか0.6%にしかすぎません。しかも実務についている者はそのうちの1～2割程度と見込まれ、全国でも数百人規模ということになります。

しかし柔道整復師は接骨院業務と並行しながら介護保険制度下での支援ができる、非常に有利な職種です。そのことを改めて見直すとき、私たちの仕事は大きく開かれるのではないのでしょうか。

具体的な一歩はこう踏み出す

そこで多職種連携のアプローチとして、まずは具体的な一歩を踏み出してみることをお勧めします。

あなたは自分の施術所のある場所を圏域とする地域包括支援センターのある場所をご存知でしょうか。また、そこの担当職員とお話をしたことはありますか。さらにそこで開催されている地域ケア会議などに参加したことはあるでしょうか。

多職種連携の基本は「顔の見える関係」です。地域の柔道整復師が支援センターを訪れ、担当職員に「転倒予防体操や腰痛予防体操をボランティアで行うことができます。機会があれば声をかけてください

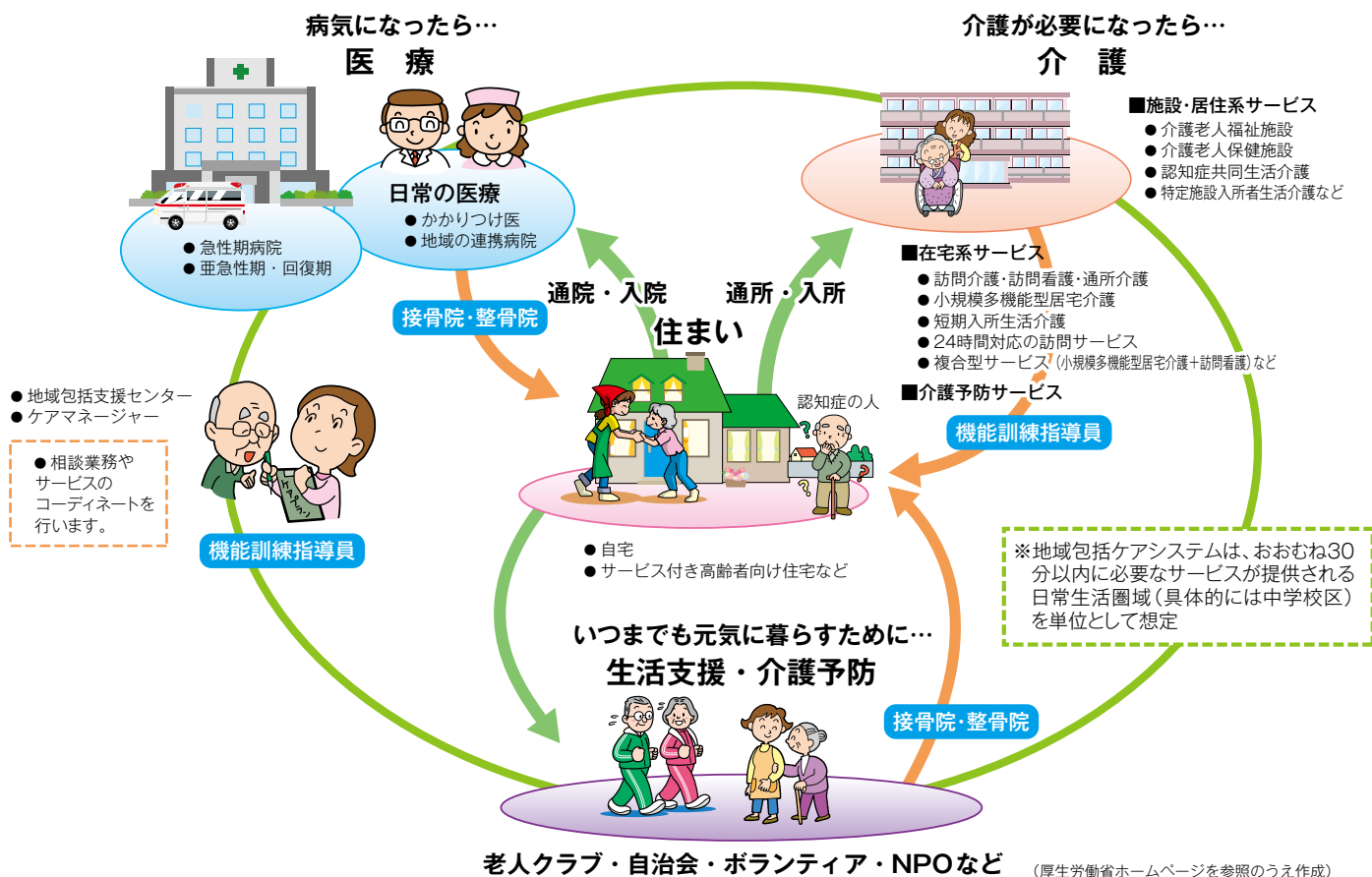
い」とあいさつすれば、大いに歓迎されるでしょう。また「介護について勉強したいので、地域ケア会議に参加させてもらえますか」と声をかければ、協力的な姿勢を評価してもらえると思います。

とはいえ現在でも、医師以外の専門職が医師と対等の立場で連携することにまだまだ難しい場合もあるようです。それだけに、受動的な態度でいても、何らかの依頼が舞い込むことは少ないでしょう。積極的に自分からアプローチすることが重要なのです。

「接骨院の業務だけで手一杯だ」という方も多いかもしれません。しかし将来を見据えた時、介護事業の中に活躍できる場を開拓しておくことは非常に大きな意味があります。地域への貢献と、より安定したご自身の未来のために、考えてみてはいかがでしょうか。

総務部長・三橋裕之
担当理事・川口貴弘
特別諮問委員・三谷誉
特別諮問委員・藤本進

地域包括ケアシステムの姿



整復三大古典書 解説書



※書籍内容を確認されたい方は、各都道府県社団に見本がありますのでお問い合わせください。

長年の宿願であった整復三大古典書『整骨新書』『骨継療治重宝記』『正骨範』の解説作業を終え、「柔道整復術公認100周年記念」として、オリジナル出版いたしました。今回、この3冊を1セットにし、100セットを特別再販売します。

日整会員には特別価格で頒布いたしますので、購入をご希望の方は右記の購入申込書にお書き込みいただき、お申し込みください。

在庫がなくなり次第、受付を終了させていただきますので、購入ご希望の方は早めにお申し込みください。

記

三大整復古典書 B5版1セット(3冊)化粧ケース付

1セット定価1万8,000円のところ、**日整会員に限り1万円(税込)の特別価格**で頒布いたします。

セット 内容

『解説 整骨新書』	約400頁
『解説 骨継療治重宝記』	約150頁
『解説 正骨範』	約140頁



FAX番号:03-3822-2475

(本ページをコピーし、ご記入後、送信してください)



整復三大古典書 解説書

(公社)日本柔道整復師会 行

令和 年 月 日



FAX購入申込書

氏 名

県名・支部名

〒

都 道
府 県

送付先住所

電話番号

注文セット数(1セット:1万円)

セット

合計

万円

代金払込日

月

日(払込・払込予定)

下記指定口座にお振り込みください。

※ご入金を確認後の発送とさせていただきます。送料は着払いとなりますので、ご負担ください。

(代金振込口座)

りそな銀行 秋葉原支店 普通預金 0266234

公益社団法人日本柔道整復師会「シャ」ニホゾ ユウトウセイクカイ

理事会 だより



令和2年2月25日(火) 書面決議

議 題

第1号議案『全国会長会中止の承認について』

総務部長から議案について提案があった。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点および緊急性を考慮して、全国会長会(令和2年3月22日)中止について、全理事が書面により同意の意思表示をした。

令和2年3月5日(木) 書面決議

議 題

第1号議案『優等卒業生の表彰について』

渉外部長から議案について提案があった。各柔道整復師養成施設から推薦のあった令和元年度優等卒業生の表彰について、全理事が書面により同意の意思表示をした。

令和元年度 第9回理事会

開 催 場 所 日本柔整会館2階大会議室

開 催 日 時 令和2年3月5日(木)
13時～14時50分

理事現在数及び定足数 現在数19名 定足数10名

出 席 者 理事19名中19名出席
工藤、萩原、松岡、三橋、市川、石原、伊藤(宣)、豊嶋、富永、長尾、川口、渡邊、伊藤(述)、山崎、和田、徳山、齊藤、田村、森川

理事外の出席者 嶋谷監事、高橋監事、新井情報管理室長、金子総務部員

議 長 工藤会長
司 会 三橋総務部長
開 会 の 辞 松岡副会長
閉 会 の 辞 萩原副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清・高橋政夫両監事とであることを確認した。

議 題

第1号議案『令和2年度事業計画(案)について』

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、原案を承認可決した。

第2号議案『令和2年度収支予算(案)について』

財務部長から標記収支(損益)予算書と事業別予算内訳書等について説明があった。審議の結果、原案を承認可決した。

第3号議案『内閣府への令和2年度事業計画書等に係る提出書について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、第1号議案および第2号議案で承認された事業計画書、収支予算書、そして資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に、本日の理事会議事録と併せて、内閣府に提出することを承認可決した。また、当該提出書類について軽微な修正がある場合で、基

本的部分の変更を伴わないときは、その対応を担当部署に一任することを承認可決した。

第4号議案『常置機関所管事項規程の改正について』

総務部長から議案について説明があった。「常置機関所管事項規程」の改正(「事業部」の記載を「事業運営部」と改める等の改正)について、審議の結果、承認可決した。

第5号議案『災害見舞申請等について(台風19号:長野県)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、「災害対策積立金規程」に基づき、申請のあった長野県(半壊1件)の被災会員に対する災害見舞金の支給を承認可決した。

第6号議案『台風19号に係る災害救護活動助成金申請について(長野県)』

財務部長から議案について説明があった。「災害対策積立金規程」の「自治体等との災害協定の下に実施した被災住民に対するDJATを中心とした会員等による救護活動への助成金」に係る長野県からの申請について、審議の結果、承認可決した。

第7号議案『NHKラジオ深夜便 定期購読の更新等について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成28年7月号から日整が「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」を連載している月刊誌「NHKラジオ深夜便」に係る次の定期購読(2020年7月号から2021年6月号)手続きに関する案内文を、日整から都道府県柔道整復師会あてに発信することについて、承認可決した。

第8号議案『講師派遣依頼について(山形県、兵庫県、愛媛県)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、各県からの派遣依頼について、下記のとおり、派遣講師を承認可決した。

・令和2年5月23日(土)

山形県 伊藤宣人保険部長

・令和2年5月24日(日)

兵庫県 三橋裕之総務部長

・令和2年6月21日(日)

愛媛県 伊藤宣人保険部長

第9号議案『学術講師派遣依頼について(富山県)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、富山県からの派遣依頼について、下記のとおり、学術派遣講師を承認可決した。

令和2年7月12日(日) 長尾淳彦学術教育部長(帰一学術賞受賞者)

第10号議案『柔道整復教育評価機構設立準備委員会委員の委嘱依頼(学校協会から)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、標記委員に萩原正和副会長を推薦することについて、承認可決した。

第11号議案『各種委員会委員候補者の推薦依頼(研修試験財団から)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、下記(敬称略)のとおり、標記委員を推薦することについて、承認可決した。

施術管理者研修実施委員会

豊嶋良一、長尾淳彦

認定実技審査委員会

豊嶋良一、三橋裕之、山口登一郎

健康柔体操推進委員会

市川善章、伊藤述史、粕谷泰右、小林康律

第12号議案『宮崎県柔道整復師会社団法人設立40周年記念式典に係る表彰申請について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、宮崎県から申請のあった、宮崎県柔道整復師会社団法人設立40周年記念式典における永年表彰3名の表彰について、承認可決した。

第13号議案『会費未納者の除籍手続きについて』

総務部長から議案について説明があった。現状の会費未納者を確認し、今年度末までに今年度分の会費納入がない会員を除籍することについて、審議の結果、承認可決した。

第14号議案『新入会員の初年度会費分割納入について』

財務部長から、入会促進の観点より、新入会員の初年度会費に係る分割納入について提案があった。審議の結果、本件について2021年4月1日施行を目指して、令和2年6月開催の通常総会において「会費規定」改正案を審議すること、また関連規定「入退会手続きについて」を令和2年4月1日付けで改正することについて、承認可決した。

第15号議案『救護及びトレーナー活動に係る助成金支給対象大会の追加申請について(石川県・大分県)』

財務部長から議案について説明があった。今年度、各県で開催される大規模なスポーツ大会等のうち、日整の「救護及びトレーナー活動規程」に基づき助成金支給対象となる大会については、既に令和元年6月4日の理事会において承認されているところではあるが、石川県、大分県から申請漏れの届出があった。申請期限は過ぎてはいるが、今年度初めて実施する事業という事情も鑑み、審議の結果、助成金支給対象大会として承認可決した。

第16号議案『会館改修工事業者の選定について』

財務部長から議案について説明があった。内閣府に提出済みの計画に基づく日本柔整会館の改修工事について、次の提案があり、審議の結果、いずれも承認可決した。

- (1) 改修業者の決定(入札結果に基づく)
- (2) 積立金ならびに今年度の繰越金で対応すること
- (3) 今後の改修工事詳細内容等について、担当部署に一任すること

第17号議案『日整柔道大会実施要項等について』

事業運営部長から議案について説明があった。審議の結果、(1) 令和2年度に開催する日整全国少年柔道大会、日整全国少年柔道形競技会、日整全国柔道大会および全国柔道整復師高段者大会に係る実施

要項について、(2) 第11回世界柔道形選手権大会「固の形」で優勝した2名(岐阜県:中山智史、林聖治)の表彰について、承認可決した。

報告事項

- ①職務執行状況報告
- ②オリパラ関連報告
- ③NHK「ラジオ深夜便」掲載記事「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」(2・3月号)等について
- ④令和2年3月開催の「匠の技 伝承」セミナーおよび「全国会長会」中止について
- ⑤令和元年度末の在籍会員報告について
- ⑥理事会議事録(1月23日開催分)
- ⑦救護及びトレーナー活動に係る助成金申請について
- ⑧予算管理月報(1月分)
- ⑨柔道整復療養費検討専門委員会の結果について
- ⑩面接確認委員会の状況について
- ⑪JIMTEF災害医療研修(3月20日)中止のお知らせ
- ⑫JIMTEF災害医療委員会(3月20日)中止のお知らせ
- ⑬日本医師会令和元年度防災訓練(災害時情報通信訓練)南海大地震想定訓練に参加して
- ⑭日整トピック(令和2年2月1日発行号)
- ⑮「匠の技 伝承」プロジェクト指導者候補推薦のお願い等について
- ⑯令和2年度学術派遣講師演題一覧
- ⑰公認私的研究会変更申請について
- ⑱各部報告
(総務部)「SPORTEC2020」からの後援名義申請について
(総務部)「入会申込書」の書式変更について

令和2年4月10日(金) 書面決議

議 題

第1号議案『職員人事関係について』

事業運営部長から議案について提案があった。以下3点について、全理事が書面により同意の意思表示をした。

- ①個別契約職員を除く職員の定期昇給および賞与の支給を行うこと
- ②個別契約職員との契約更新にあたり、これまで規定に明記されていなかった部分等(65歳以上の雇用等)に係る基本的な取扱い「就業規則及び定年退職者再雇用規程によらない者の雇用条件等に係る取扱い」を整理した上で、「労働条件通知書及び労働契約書」のひな形に基づき、個別契約職員と契約更新すること
- ③上記①②の詳細については、3役一任とすること

第2号議案『職員就業規則の改正について』

総務部長から議案について提案があった。これまで規定に明文化されておらず、当然のこととして行われてきた内容等について、コンプライアンスの観点および情報管理を徹底する趣旨から、「職員就業規則」に「退職者の義務」および「退職後に継続する義務」に係る条項を追加(施行日:令和2年4月20日)することについて、全理事が書面により同意の意思表示をした。

令和2年4月30日(木) 書面決議

議 題

第1号議案『帰一賞の推薦について』

各都道府県柔道整復師会からの申請を受けて、総務部長から帰一功労賞、学術教育部長から帰一学術賞および事業運営部長から帰一精練賞受賞者候補(下記会員:敬称略、順不同)に係る提案があった。当該候補者の表彰について、全理事が書面により同

意の意思表示をした。

《帰一功労賞》9名

片岡祥二(栃木県)、和田秀樹(神奈川県)、牧野吉一(神奈川県)、吉村英男(富山県)、宮下治由(福井県)、森川伸治(愛知県)、長尾淳彦(京都府)、徳山健司(大阪府)、増井英明(大阪府)

《帰一学術賞》1名

三谷誉(愛知県)

《帰一精練賞》4名

池内雅胤(東京都)、渡邊秀樹(山梨県)、渡邊易彦(山梨県)、八本木通秋(福井県)

第2号議案『会費免除申請について』

各都道府県柔道整復師会からの申請を受けて、総務部長から議案について提案があった。新規終身免除申請17名および所得等に関する免除申請14名について、全理事が書面により同意の意思表示をした。

第3号議案『第15期柔道整復師試験委員の推薦について(柔道整復研修試験財団から)』

総務部長から議案について提案があった。柔道整復研修試験財団の第15期柔道整復師試験委員として長尾淳彦学術教育部長を推薦することについて、全理事が書面により同意の意思表示をした。

第4号議案『理事候補者の推薦について(柔道整復研修試験財団から)』

総務部長から議案について提案があった。柔道整復研修試験財団の理事候補者として、以下の者を推薦することについて、全理事が書面により同意の意思表示をした。

業務執行理事候補者として萩原正和副会長を推薦
理事候補者として豊嶋良一事業運営部長を推薦

第5号議案『日整広報誌(夏/8月号)の休刊について』

渉外部長から議案について提案があった。新型コロナウイルスの影響等を踏まえ、今年度の広報誌発行回数を変更すること(日整広報誌8月号を休刊とする。次回11月号以降の発行等は合併号とするなど詳細については検討中)について、全理事が書面により同意の意思表示をした。

報告事項

- ①会費未納者の除籍通知について
- ②令和元年度末日整会員各種集計資料
- ③第28回柔道整復師国家試験合格者状況
- ④会館改修工事について
- ⑤ラジオ深夜便掲載記事「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」(4・5月号)等について
- ⑥理事会議事録(3月5日開催分)
- ⑦日整トピック(2020年3月発行号)
- ⑧救護トレーナー助成金申請について
- ⑨クールビズの実施について(5月から10月末)

令和2年6月9日(火) 書面決議

議 題

第1号議案『通常総会について』

標記について、総務部長から「令和元年度事業報告」に係る説明および財務部長から「令和元年度決算案」(令和元年度の貸借対照表および損益計算書ならびに財産目録等の決算書類と予備費の使用について)の説明があり、監事から適正であった旨の監査報告がされた。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた総会開催方法等については、総務部長から次の説明があり、標記に係る各内容について、全理事が書面により同意の意思表示をした。

- (1)代議員あて総会通知文 案(総会の議題および報告事項とその内容等)
- (2)開催方法(当日の来場者が極力少なくなるような方法で開催)
 - ①代議員に議決権行使書提出を依頼(よって、代議員の当日、来館者ゼロ)
 - ②当日来館の役員は一部のみ(正副会長、総務部長)
 - ③その他、詳細等は3役一任
- (3)帰一賞等授与式は実施しない(該当県に盾等を郵送)

第2号議案『事業報告等に係る内閣府への提出書類について』

総務部長から議案について説明があった。令和2年6月28日の通常総会において、「令和元年度事業報告」の報告および「令和元年度決算案」を議決する手続きを経ると、その後数日中に、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第22条第1項に基づき、「事業報告等に係る提出書」(以下、「報告書」という。)を内閣府へ提出するが、この報告書について、内閣府の指導等により変更の必要性が生じた場合で基本的部分についての変更を伴わないときは、例年どおり、その対応を担当部署に一任することについて、全理事が書面により同意の意思表示をした。

報告事項

- ①春の叙勲褒章受章者について
- ②理事会議事録(書面決議:4月30日、4月10日、3月5日、2月25日)
- ③ラジオ深夜便掲載記事「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」(6月号)等について
- ④日整トピック4月発行号(18号)

令和2年度 第1回理事会

開 催 場 所 Web会議(日本柔整会館、各役員所属の都道府県事務所)

開 催 日 時 令和2年9月24日(木)13時30分～15時00分

理事現在数及び定足数 現在数19名 定足数10名

出 席 者 理事19名中19名出席
工藤、萩原、松岡、三橋、市川、石原、伊藤(宣)、豊嶋、富永、長尾、川口、渡邊、伊藤(述)、山崎、和田、徳山、齊藤、田村、森川

理事外の出席者 嶋谷監事、高橋監事

議 長 工藤会長

司 会 三橋総務部長

会議の概要

今回がWeb会議による初めての理事会開催となった。冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼した。次に、定足数が満たされていることを確認。そして、議事録署名人については、定款第39条に基づき、工藤鉄男会長と嶋谷清・高橋政夫 両監事とであることを確認した。開会から閉会まで三橋裕之総務部長が進行した。

議 題

第1号議案『「会員の旅費及び手当の支給に関する規程」(改正案)について』

総務部長から議案について説明があった。日整は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策および地震や台風などの災害時(緊急時)対策として、各都道府県柔道整復師会の協力のもと、「Web会議」環境の構築を進めている。その関連で、(1)標記規程に『「Web会議」の手当は、1日3,000円とする』旨を規定する一部改正(令和2年9月24日施行)を行うこと、(2)「Web会議」を運用し初めた8月から当該規程改正までに行われた「Web会議」の手当についても上記内容を適用することについて、審議の結果、承認可決した。

第2号議案『「一般表彰内規」(改正案)について(柔道功労表彰)』

総務部長から議案について説明があった。日整は平成28年に「婦一精錬賞」を創設した際、「柔道功労表彰」を「婦一精錬賞」の登竜門的な位置付けとしたが、この「柔道功労表彰」の運用実績がない状況が続いていた。そこで、「婦一精錬賞」の受賞要件の半分で「柔道功労表彰」を受賞できるよう規定を整理(より明確化)し、その標記内規の一部改正施行日を令和2年9月24日とすること、および「柔道功労表彰」の表彰状文面(案)等について、審議の結果、承認可決した。

第3号議案『災害見舞申請について(福岡県)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、「災害対策積立金規程」に基づき、申請のあった福岡県(令和2年7月豪雨:床上浸水3件)の被災会

員に対する災害見舞金の支給を承認可決した。

第4号議案『日整グループ保険&日整グループ保険 医療保険等について』

総務部長から議案について説明があった。「日整グループ保険」(生命保険)に係る都道府県柔道整復師会のアンケート回答結果などから、「日整グループ保険」は、日整というスケールメリットを活かしきれない状況になってきており、この課題の克服には、保険内容等の見直しと都道府県柔道整復師会の協力がなければ難しいという認識を共有した。そこで改めて、会員の福祉増進ならびに相互扶助の為に「日整グループ保険」を今後も継続発展させていくことについて、審議の結果、承認可決した。

また関連で、「日整グループ保険 医療保険」の成立発足条件を満たすことが出来たことから、10月1日より正式に当医療保険制度が発足した旨の報告があった。

第5号議案『日整の保有する療養費データの貸出について』

総務部長から議案について説明があった。従来、日整には統計調査の調査票情報等に係る取り決めがなかったことから、「公益社団法人日本柔道整復師会の統計調査の調査票情報等の利用に関する規定」(令和2年9月24日施行)等により整理することについて、審議の結果、承認可決した。

第6号議案『プロジェクトチームを設置し課題を検討することについて』

総務部長から議案について説明があった。政策部長および総務部長が中心となって、「会員増を図る」プロジェクトチームを設置し課題を検討していくことについて、審議の結果、承認可決した。

第7号議案『ベトナム事業について(特別諮問委員、スケジュール、研修施設など)』

渉外部長および担当副会長から、ベトナム事業に係る2021年から2022年中頃までのベトナム派遣者、日本研修受入施設、スケジュール等について説明があり、これらの決定は渉外部に一任することについて、審議の結果、承認可決した。

また関連で、香川県の浪尾敬一会員および宮崎県の奈須崇倫会員を、令和2年9月24日付で特別諮問委員に委嘱することの報告があった。

第8号議案『令和2年度 日整学術大会延期に伴う諸経費の精算について』

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、標記精算について承認可決した。なお、令和2年度日整学術大会延期に伴い、令和3年度は4地区（東北、関東、大阪、中国）開催、令和4年度からは11地区開催とする方針である旨の説明があった。

第9号議案『学術教育部から（匠やeラーニング等）』

学術教育部長から議案について説明があった。コロナ禍により、「匠の技 伝承」プロジェクトの指導者講習の開催が延期となっているが、今後eラーニングを取り入れて進めて行くことについて、審議の結果、承認可決した。

第10号議案『理事会(Web会議)における会議資料について』

総務部長から議案について説明があった。理事会資料については、Web会議においても従来どおり、専用サイトから各自で確認することとしているが、その資料の取扱い（印刷など）は、あくまでも理事会資料であることを充分留意のうえ、各役員の責任において対応することについて、審議の結果、承認可決した。

学ぶコツコツ健康術」(7～9月号)等について

- ④理事会議事録(書面決議:6月9日)
- ⑤総会議事録(6月28日)
- ⑥顧問の委嘱について(from接骨医学会)
- ⑦日本医師会役員
- ⑧マイナンバーカード取得の促進について
- ⑨遊休財産規制違反及び収支相償違反について
- ⑩「日整保険部関係説明会」の実施について
- ⑪協定どおりの申請書の取扱いの改善状況(令和2年8月17日現在)
- ⑫日整トピック第19号(令和2年7月発行)
- ⑬渉外部報告(Web会議ツール比較表)
- ⑭公認私的研究会の廃止・変更申請について
- ⑮令和3年度の柔道大会等について(各県アンケート結果)
- ⑯各部報告

(総務部)例年12月第2日曜日に開催していた合同部会懇親会を令和2年度は開催中止

(総務部)当面(令和2年12月まで)の理事会は「Web会議」にて実施

(渉外部)新型コロナウイルスの影響により、本年は、業界説明会を実施できていないが、優等卒業生の表彰は例年どおり実施する旨の報告があった

報告事項

①職務執行状況報告

会長(工藤鉄男)、副会長(萩原正和・松岡保)、理事(三橋裕之・市川善章・石原誠・伊藤宣人・豊嶋良一・富永敬二・長尾淳彦・川口貴弘・渡邊寛・伊藤述史・山崎邦生・和田秀樹・徳山健司・齊藤勝典・田村清・森川伸治)より、前回報告以降の事業計画に沿って行った自己の職務の執行状況について報告があった。

②オリパラ延期に伴う情報提供並びに協力依頼について(from東京2020組織委員会)

③NHK「ラジオ深夜便」掲載記事「柔道整復師から

編集後記

コロナ禍の中、医療職種と同様に休業要請の対象外となり、自らの防疫と施術所内の感染防止に努めて日々の業務に従事されている会員の皆様には深く感謝申し上げます。

本年は、柔道大会や学術大会などのイベントが開催できず、日整広報「Feel! Go!」夏号は通常発行ではなく、臨時号という形で急遽、会員への支援情報を取りまとめお知らせしました。通常発行に戻した今号では現在継続して行われている会員支援の情報を掲載しています。助成金申請等の一助になれば幸いです。

工藤鉄男日整会長に会長就任当初から、当会機関誌に「本流」と題して、柔道整復師業界の現状や進むべき方向性について執筆いただいておりましたが、今号から、「トップの視点」として、より一層その時々
の注視する事柄について掲載していただく予定です。

また、柔整業界関連団体の動きも察知して、会員に必要な情報を掲載するよう努めていきます。

渉外部(富永敬二)

令和2年11月20日発行
公益社団法人 日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
電話(03)3821-3511(大代表)

発行人 工藤鉄男
編集者 富永敬二
制作・印刷所 株式会社外為印刷
編集協力 株式会社トリア



Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。